

パチンコ店舗駐車場における乳幼児の車内放置事故防止の取組み

平成24年9月21日

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

PCSA法律問題研究部会



パチンコ店舗駐車場における乳幼児の車内放置事故の発生を防ぐため、PCSA会員ホールは次のような対策を施す。

<目的>

パチンコ店舗駐車場における乳幼児の車内放置事故ゼロを目指し行動を起す。

<駐車場に乳幼児を入れないための取組み>

- ① 駐車場巡回・・・営業時間中、最低1時間に1回駐車場を巡回する。(時期、時刻、地域など必要に応じて30分に1回も検討) 巡回の際には大型の懐中電灯を持参し、スモークガラスの車でも確実に車内をチェックする。目と耳を十分に活用し確認。「巡回の徹底」を推し進める。(持参する道具：大型懐中電灯、携帯電話)
- ② 店内放送・・・お子様連れの入場を禁止していること、車内放置事故が頻発していること、車内放置は児童虐待であり発見した場合には警察に通報することを30分に1回以上、放送する
- ③ 掲示物・・・駐車場入り口、店舗入り口、店舗内に店内放送と同様の内容のポスターを掲示。
- ④ 上記の取組みについては、毎日記録をつけ、漏れの無い様な体制とする。

<駐車場で乳幼児を発見した際の対応>

- ① 反応の有無に関係なく、発見次第110番通報する。その後の対応を警察に確認し、指示に従う。
車内放置の行為自体が問題であり、発見次第すぐに110番通報する。
- ② 110番通報と同時に店内アナウンスなどで保護者を呼び出す。警察官の到着前に保護者が見つかった場合、その旨を110番に追報する。

*ガラスを割る行為については慎重な判断が求められる。「緊急避難」の構成要件は非常に厳格で、素人の判断で行った場合、「過剰避難」に該当する事例も出てくると思われる。

<従業員への教育>

いくら対策を考えても、それがきちんと実施されなければ有効性は下がる。全従業員を挙げての取組みとするために教育にも力を入れる。

- ① 店長会議の場で、店長に意識付けをする。→自店で事故が起きた場合、被害者、社会、会社、店舗に与える影響をイメージさせ、自らの問題と認識させる。
- ② 店長は店舗に高い意識を持ち帰り、朝礼、終礼で店長と同様の高い意識を持たせる他、教育の機会を設けて重要課題だという事を従業員ひとりひとりに意識付ける。

<協会・業界を挙げての取組み>

- ① 事故が起こった原因を原点から考察をする。駐車場巡回が決められたとおりに行われていれば防ぐ事ができるケースが多く、新たな対策を考えるのではなく、これまでの対策を「徹底」させる方法を考える。
- ② ホール関係団体が業界CMとして提供を検討。一般社会に向けての啓蒙活動も実施する。

以上